

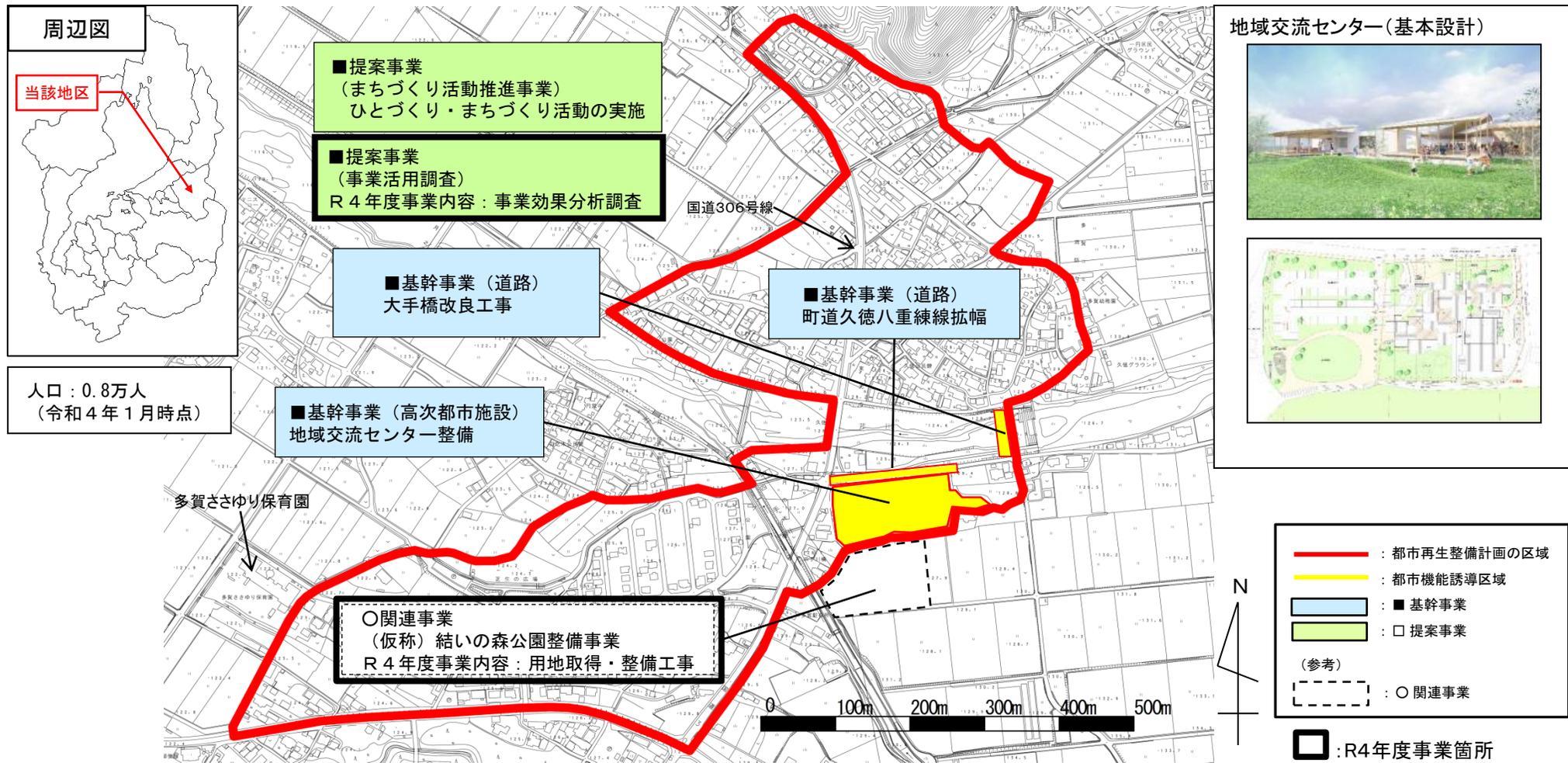
きゅうとくしゅうへん 久徳周辺地区都市再生整備計画事業(滋賀県多賀町)

本年度ver.
経過措置

◆事業概要:まちづくり・ひとづくりの拠点施設として、また、周辺道路の整備により災害時の避難場所としての機能を高め、誰もが集い、学び合い、つながる、安心安全な交流施設を整備・活用する。

◆事業主体:滋賀県多賀町 ◆面積:40.5ha ◆交付期間:平成29年度～令和4年度

◆全体事業費:1350.0百万円 ◆交付対象事業費:1,226.5百万円(国費:490.6百万円) ◆国費率:40.0%



令和4年10月時点

きゅうとくしゅうへん たがちょう
久徳周辺地区（滋賀県多賀町）
（都市再生整備計画事業）

1. 地区概要

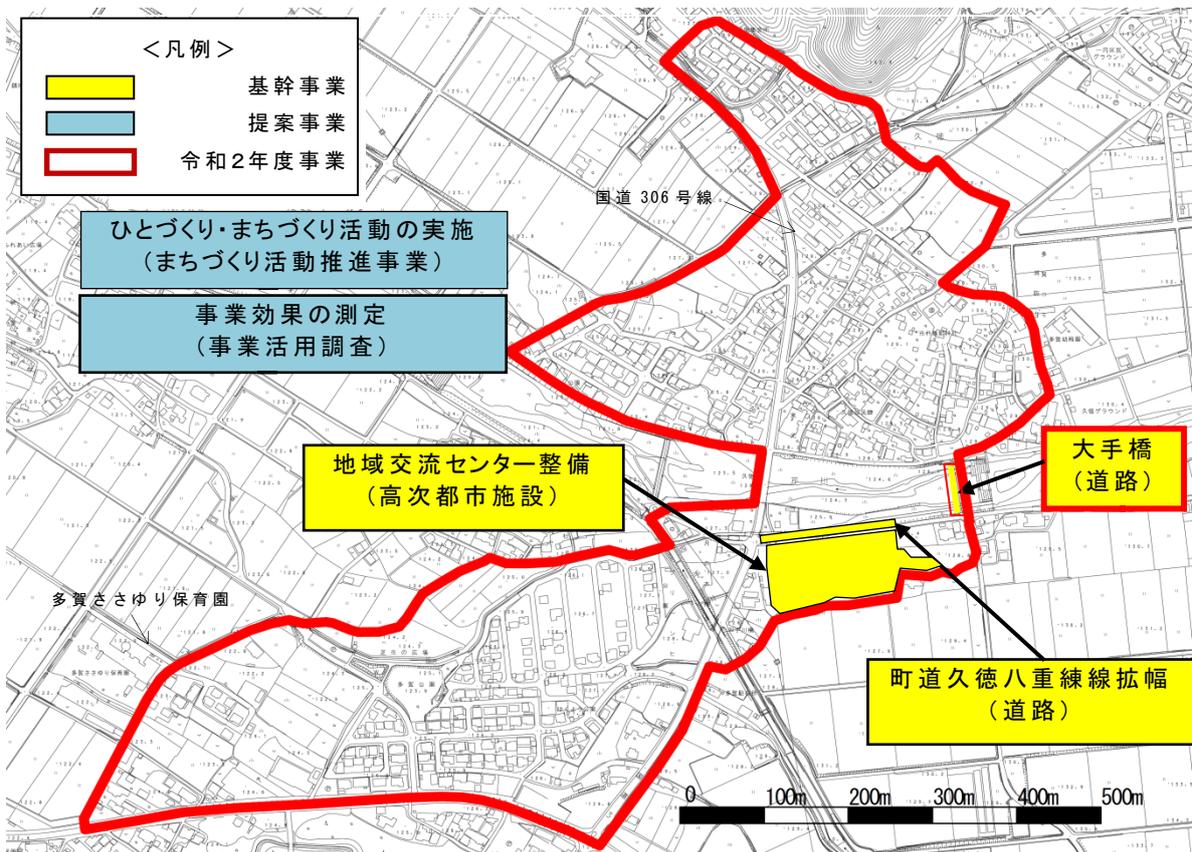
多賀町の市街地の東部に位置する本地区およびその周辺は、町立の公民館や図書館、博物館などの文化施設が立地しており、近隣には風光明媚な田園地域と新興住宅団地が造成され、住環境に優れた地域である。

しかし、近年の住宅開発による新住民の増加や社会情勢の変化により地域コミュニティが希薄化し、交流施設の拠点となる現在の公民館は老朽化が進み耐震性も低いことから建て替えを余儀なくされている。

このような状況から、まちづくり・ひとづくりの拠点施設として、また周辺道路の整備により災害時の避難場所としての機能を高め、誰もが集い、学び合い、つながる、安心安全な交流施設を整備・活用することにより、本地域をはじめ町内の他の地域への定住促進を図る。

2. 計画内容

- 所在地：滋賀県多賀町
事業主体：多賀町
面積：40.5 ha
交付期間：平成29年度～令和4年度
事業費：全体 1226.5 百万円
（国費：490.6 百万円）
事業内容：地域交流センター整備、道路整備等



社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和05年03月15日

計画の名称	久徳周辺地区都市再生整備計画												
計画の期間	令和03年度 ~ 令和04年度 (2年間)										重点配分対象の該当		
交付対象	多賀町												
計画の目標	人が集い交流し絆を深める場を活用した安心で活力あるまちづくり 定住・移住等による社会人口増を図る。 生き生きとした豊かな生活を実現し、自主・自律的な地域活動を推進する。 安心で安全な地域社会を実現する。												
全体事業費 (百万円)	合計 (A + B + C + D)	179	A	4	B	0	C	175	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C + D)	97.76	%

番号	計画的成果目標 (定量的指標)	定量的指標の現況値及び目標値		
		定量的指標の定義及び算定式		
		当初現況値 (H27当初)	中間目標値 (R1末)	最終目標値 (R4末)
1	地域交流センター利用者数を、16,002人/年 (H27) から21,500人/年 (R4) にする。 地域交流センターの利用者数を計測する。	16002人/年	16800人/年	21500人/年
2	社会増による人口増加を、27人/年 (H27) から35人/年 (R4) にする。 多賀町の住民基本台帳により算出する。	27人/年	30人/年	35人/年
3	避難訓練参加者数を、25人/年 (H27) から50人/年 (R4) にする。 避難訓練の参加者数を計測する。	25人/年	50人/年	50人/年

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業																					
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												R03	R04	R05	R06	R07					
		一体的に実施することにより期待される効果																			
		備考																			
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	多賀町	直接	多賀町	-	-	久徳周辺地区都市再生整備計画事業	高次都市施設整備、道路整備	久徳						4		策定済		
		6か年計画の5～6年目分																			
												小計						4			
											合計						4				

C 効果促進事業																				
基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
都市再生整備計画事業	C10-001	都市再生	一般	多賀町	直接	多賀町	-	-	（仮称）結いの森公園整備事業	用地取得・敷地造成・遊具等施設整備	久徳						175	-		
		屋外での活動ニーズを満たす施設の整備によりセンター全体の価値・魅力を向上し、利用者を増加させることによりより幅広い交流の輪を広げることができる。																		
		令和2年度から令和4年度までの3年計画であるが、基幹事業を6か年とするため、基幹事業の事業期間に合わせて2つに分割																		
											小計						175			
											合計						175			

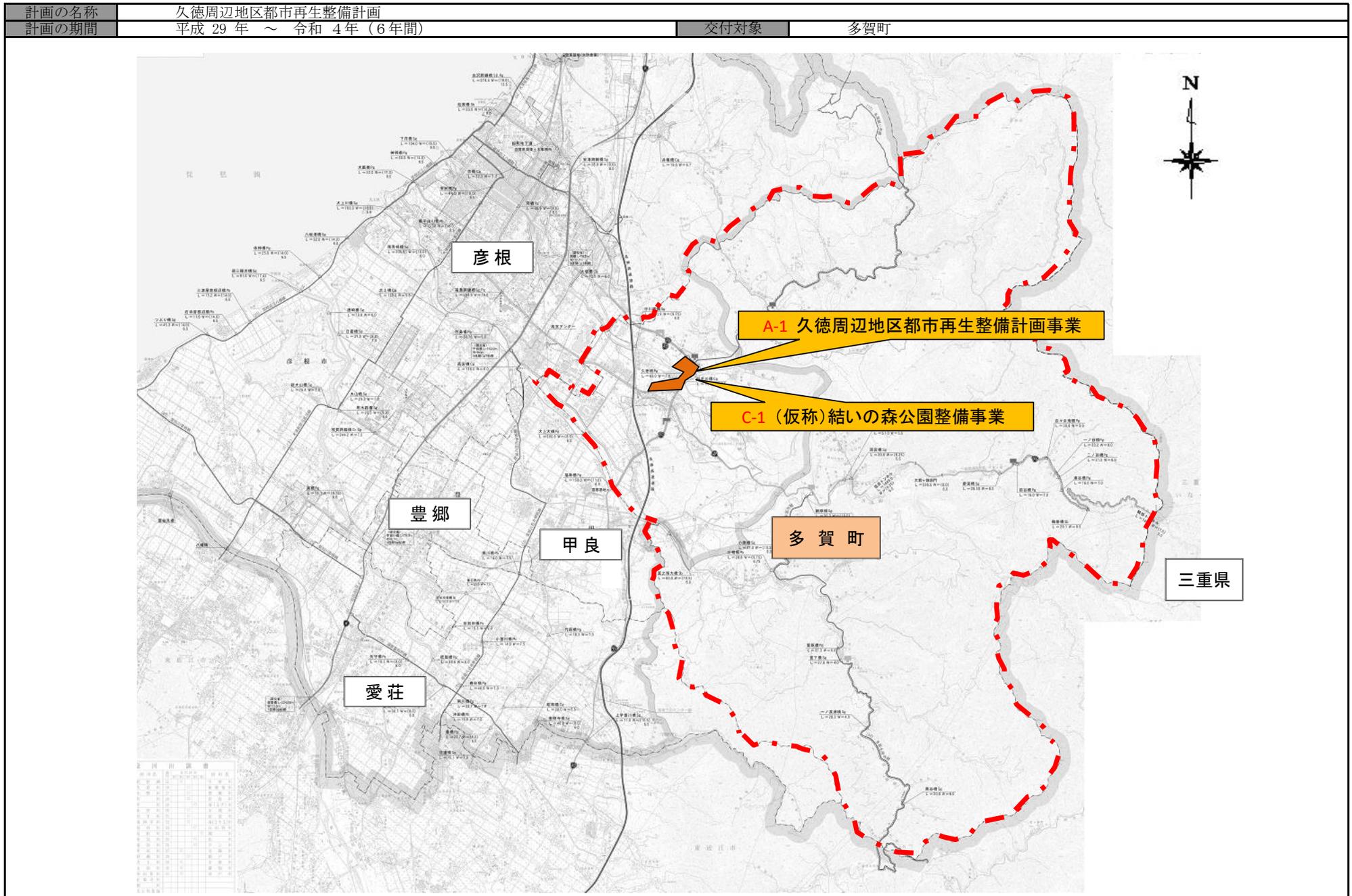
交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04			
配分額 (a)	18	54			
計画別流用増 減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	18	54			
前年度からの繰越額 (d)	0	0			
支払済額 (e)	18	22			
翌年度繰越額 (f)	0	32			
うち未契約繰越額 (g)	0	5			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	9.25			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式3)

社会資本総合整備計画 参考図面



都市再生整備計画

きゅうとくしゅうへん
久徳周辺地区(第7回変更)

滋賀県 た が ちょう
多賀町

令和4年10月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	滋賀県	市町村名	たがやう 多賀町	地区名	きやうとじゆうへん 久徳周辺地区	面積	40.5 ha
計画期間	平成 29 年度 ~ 令和 4 年度	交付期間	平成 29 年度 ~ 令和 4 年度				

目標

大目標：人が集い交流し絆を深める場を活用した安心で活力あるまちづくり

- ①定住・移住等による社会人口増をめざし、地域の活性化を図る。
- ②生き生きとした豊かな生活を実現し、自主・自律的な地域活動を推進する。
- ③安心で安全な地域社会を実現する。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

多賀町は、昭和46年に都市計画区域を決定し、以降、多賀大社を核とした観光産業を中心とする観光ゾーンおよび工業団地の造成により日本を代表する企業の進出を図ってきた産業ゾーン、主に住宅地として誘導する居住ゾーン、さらにそれらを取り巻くかたちで農林業を営む既存集落を形成させ、第1次、2次、3次産業による均衡のとれた行政運営を行ってきた。しかしながら、観光産業は、従事者の高齢化に伴って既存店の魅力が減少したことにより著しく衰退し、工業においても従来からの長期的かつ安定的な工業立地が期待できない時代に突入している。また農林業では、かつての専業形態から高度経済成長とともに兼業化が顕著となっており、本町の人口減少の影響もあり町全体の活力が低下しつつある。このことから、町の魅力をさらに向上させ、観光するなら多賀町へ、企業進出するなら多賀町へ、永住するなら多賀町へ、という新たな人の流れを創り出すことが課題となっている。これらを踏まえ、平成28年度より、都市再生整備計画事業(多賀地区)の採択を受け、観光区域の再生を図るべく現在事業を推進中であり、さらには工業区域の魅力を向上させるため多賀サービスエリアに接続するスマートインターチェンジの整備も並行して推進している。また点在する周辺集落についてもアクセスの向上などを目指して、町道の整備も推進してきた。特に今回の計画区域においては、行政や民間の力を活用し積極的な宅地開発を推進してきた結果、新規住宅着工戸数が増加してきた。これに比例して社会増による人口増加の傾向に転じてきているが、新たな住民を迎えるにあたり、新たなコミュニティの醸成が必要であるとの観点から、「多賀町の生涯学習のあり方検討委員会」を組織し、町内のまちづくりの拠点とする当該施設のあり方についても議論を深め、「多賀町生涯学習推進基本計画」を策定しその建設に備えてきた。また、平成26年度からは、主に町民を中心とする施設整備に係る検討委員会を立ち上げ、施設の規模や機能について検討・取りまとめを行ってきた。現在、まちづくりの観点から町民みんなで作る「まちづくり・ひとづくりの拠点施設」の整備をめざして取組みを進めている。さらに、多数の町民を収容できることから、災害時拠点避難所としての機能を併せ持った施設を計画している。

課題

- 区域の発展充実を図ると共に、それぞれの区域が区域内での交流だけで終わることなく、区域間にまたがる重層的な交流を深め、また、観光客や在勤者等の多様な人々を巻き込んだまちづくり・ひとづくりを実現させ、多賀町の魅力を発信する必要がある。
- ①新たな移住者のコミュニティが希薄となっている。
 - ②既存のコミュニティのエリアが限定的かつ画一的であり、これからの時代に即した新たなコミュニティの醸成に繋がっていない。
 - ③住民の居住地に対する愛着心が乏しく、定住化が図れていない。
 - ④情報発信力が不足している。
 - ⑤災害時拠点避難所としての機能を有する施設が人口集中地でない。

将来ビジョン(中長期)

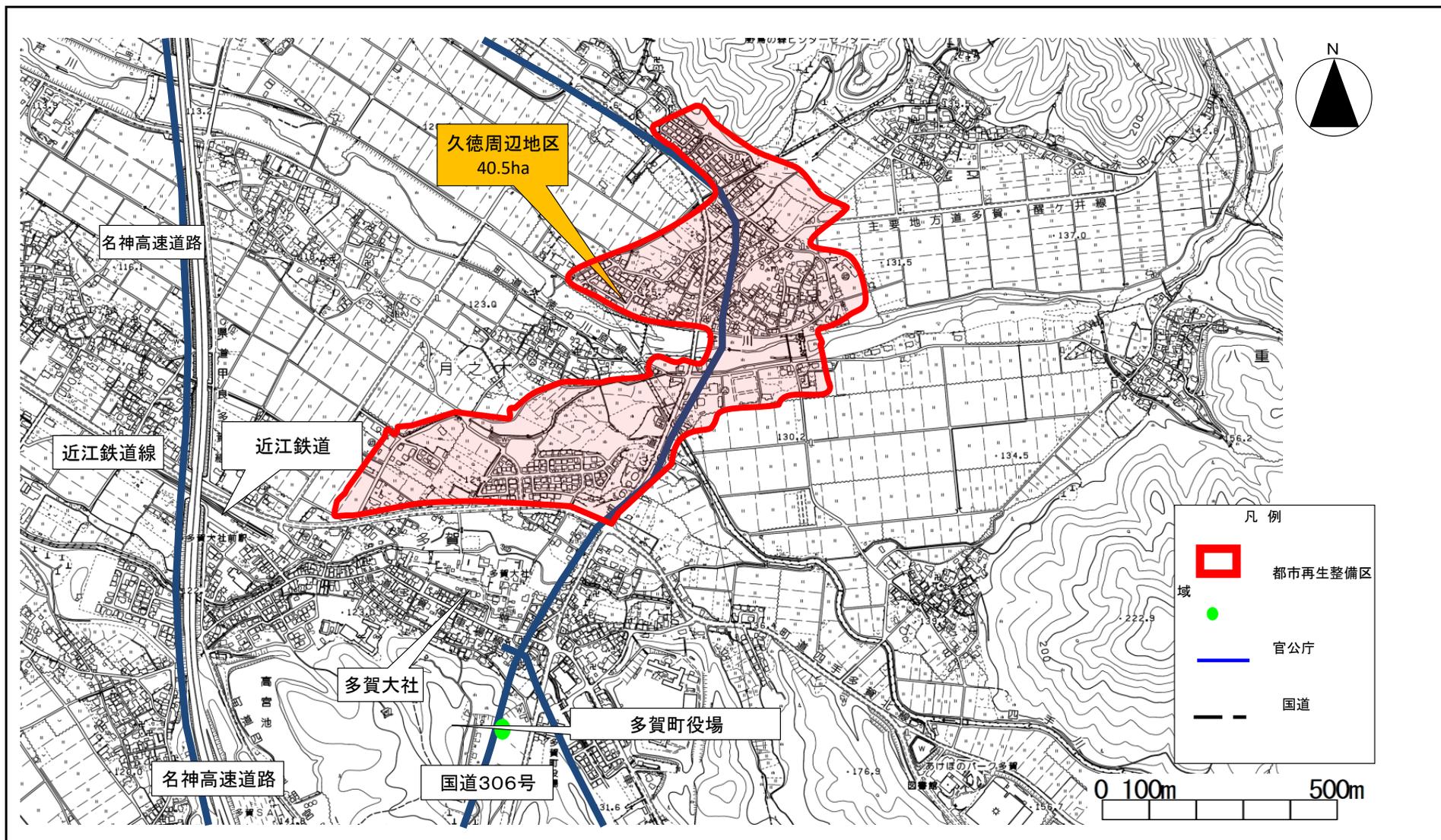
平成23年度から令和2年度までを計画期間とする「第5次多賀町総合計画」においては、「自然と歴史・文化につつまれた、キラリとひかるまち」を多賀町の将来の姿として位置づけており、そのようなまちのあるべき姿を築く重要な施策の1つとして本施設の整備、活用は中長期的な必須課題として明確に位置づけられている。また、平成26年度から令和2年度までの計画期間である「多賀町生涯学習推進基本計画」には、誰も(観光客や在勤者を含む)が気楽に立ち寄り交流・学習できる施設の整備、活用によりまちづくりを行うことについて明記されている。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
				従前値	基準年度	目標値	目標年度
地域交流センターの利用者数	人/年	地域交流センターの利用者数を計測する。	老若男女を問わず誰もが集える町内の交流拠点としての利用者を増やすことで、地域コミュニティの醸成を図る。	16,002人/年	H27	21,500人/年	R4
社会増による人口増加	人/年	住民基本台帳により算出する。	交流センターを住民のみならず、観光客や在勤者を対象としたまちづくり・ひとづくりおよび町の魅力の情報発信の拠点施設と位置付け、住みよいまちづくりをめざすことで定住人口の増加につなげ	27人/年	H27	35人/年	R4
避難訓練の参加者数	人/年	避難訓練の参加者数を計測する。	利用者のみならず周辺地域の代表者等に避難訓練の参加を呼びかけ、町民の防災意識を高め災害時に適切に避難できるよう備え	25人/年	H27	50人/年	R4

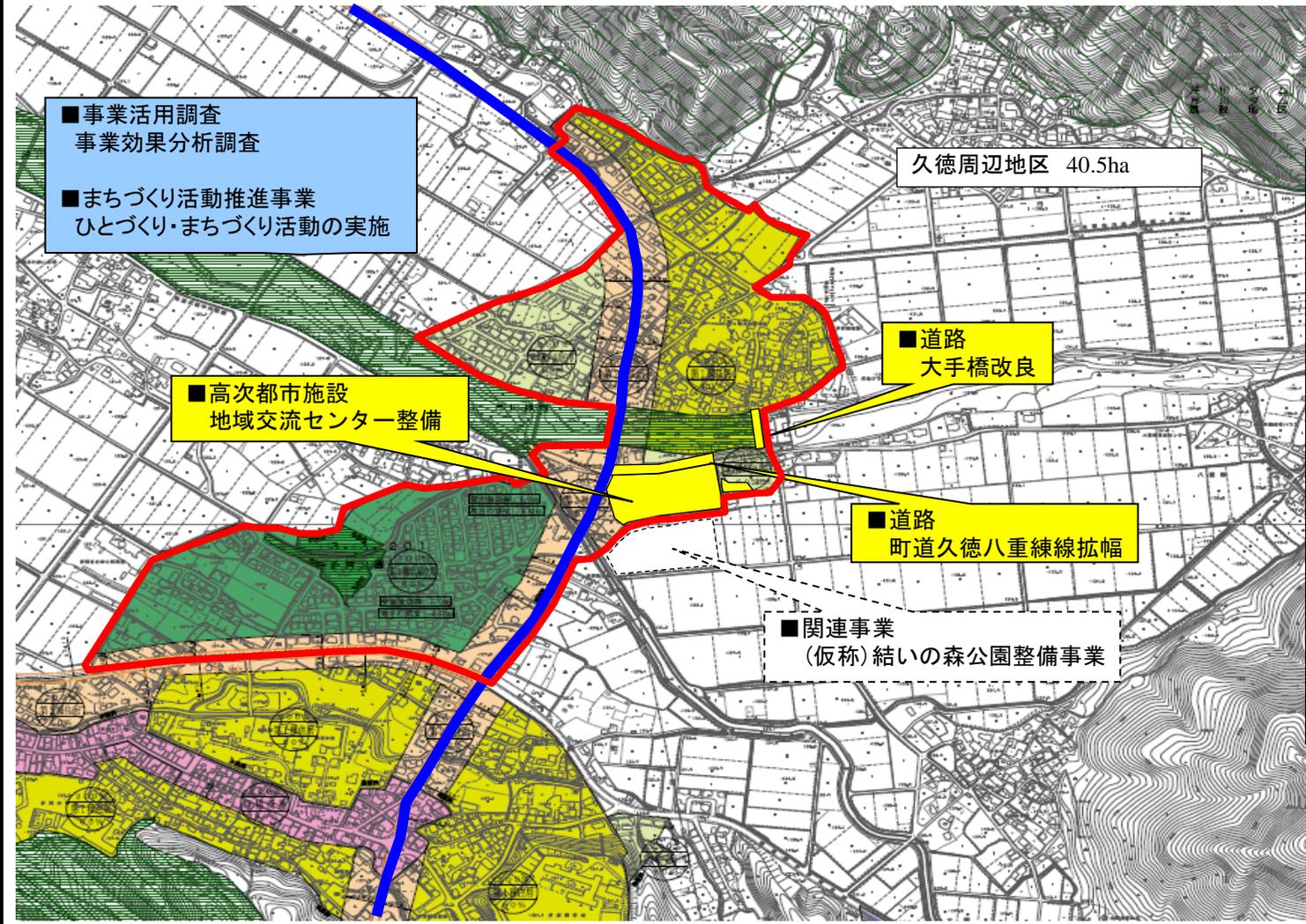
計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>①②③④⑤ 障がい福祉サービス事業所、子どもや子育て世代を対象としたフロアを併設する地域交流センターを整備し、子どもから高齢者までの多様な世代が気楽に立ち寄れる施設とし、新興住宅地の増加に伴い希薄化する地域コミュニティの醸成はもとより、既存住宅地の地域コミュニティの再生を図る。また、町民だけでなく観光客や在勤者も利用対象とし、多様な交流や学習、くらしに関する情報発信等を行うまちづくりの拠点施設とする。これらの取組みを通して多賀町に魅力を感じてもらい町内への定住を促す。さらに、近隣20集落の災害時拠点避難所としても位置付けられるため、災害時を想定したアクセス経路を確保することにより安心安全なまちづくりをめざす。</p>	<p>○【基幹事業】高次都市施設((仮称)多賀町地域交流センター) ○【基幹事業】道路(大手橋) ○【関連事業】(仮称)結いの森公園整備事業</p>
<p>①②③④⑤ 当該施設へのアクセス道路となる町道久徳八重練線は、現在の幅員が狭いことから道路を拡幅し歩道を設け、歩行者をはじめ大型バス等も通行でき、老若男女の誰もが安心して施設を訪れることができるようにする。</p>	<p>○【基幹事業】道路(町道久徳八重練線)</p>
<p>①②④ 住民や観光客、在勤者等の多様な利用者が地域交流センターに愛着や親しみを持って利用してもらえるよう、施設整備前から利用促進に対する取組みを始めると共に、多様な人々を巻き込んでまちづくりの観点から施設整備を進める。</p>	<p>○【提案事業】まちづくり活動推進事業(研修・交流事業等の実施)</p>
<p>その他</p>	
<p>・本事業は、「第5次多賀町総合計画(平成28年3月策定)」、「多賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年2月策定)」において計画された事業である。 ・本事業は、「多賀町生涯学習推進基本計画」に位置付けられた事業である。</p>	

久徳周辺地区(滋賀県多賀町)	面積 40.5 ha	区域 多賀町大字久徳および月之木の一部および多賀の一部区域
----------------	------------	-------------------------------



久徳周辺地区(滋賀県多賀町) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	大目標: 人が集い交流し絆を深める場を活用した安心で活力あるまちづくり ①定住・移住等による社会人口増をめざし、地域の活性化を図る。 ②生き生きとした豊かな生活を実現し、自主・自律的な地域活動を推進する。 ③安心で安全な地域社会を実現する。	代表的な指標	地域交流センターの利用者増 (人・12時間)	16,002人/年 (H27年度) → 21,500人/年 (R4年度)
	社会像による人口増加 (%)		27人/年 (H27年度) → 35人/年 (R4年度)	
	避難訓練の参加者数 (%)		25人/年 (H27年度) → 50人/年 (R4年度)	



- 凡例
- 都市再生整備計画区域
 - 都市利便増進協定締結区域
 - 都市再生歩行者経路協定締結区域
 - 道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域※
 - 河川敷地占用許可準則の対象区域
 - 国道
 - 鉄道(JR)

- 凡例
- 基幹事業
 - 提案事業
 - 関連事業

都市再生整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

きゅうとく
久徳周辺地区（たが滋賀県ちよう多賀町）

交付限度額算定表(その1)

久徳周辺地区(滋賀県多賀町)

様式(2)-③

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	490.6 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	3,741.0 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、本計画における交付限度額	490.6 百万円
-----------------------------	-----------	-----------------------	-------------	----------------------------	-----------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

公共施設の上限整備水準	162,000
-------------	---------

区域面積(m ²)		405,000
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	区域の面積が10ha未満の地区	0.50
	最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
	○ その他の地域	0.40

単位面積あたりの標準的な用地費	19,050
-----------------	--------

標準地点数	2
公示価格の平均値(円/m ²)	19,050
単位面積あたりの標準的な補償費	
当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	
標準補償費(円/戸)	44,000,000

	23,000
--	--------

まちづくり交付金とは別に国庫補助事業等により整備する施設	0
------------------------------	---

施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

公共施設の現況整備水準	73240
-------------	-------

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定	
推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(m ²)	0

個別公共施設の積み上げ

	面積(m ²)	割合
道路	63,240	0.16
公園	10,000	0.02
広場	-	-
緑地	-	-
公共施設合計	73,240	0.18

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	1866 百万円
----------------------	----------

	3,751,070,000
--	---------------

下水道	0 円
区域面積(m ²)	405,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

地域交流センター等の公益施設(建築物)

上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	399,050

調整池

調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設	0 円
------	-----

建設予定戸数(戸)	超高層		
	一般		
	合計	0	
標準整備費(円/戸)			
	超高層	一般	
	北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
	北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
	特別地区	49,120,000	35,690,000
	大都市地区	37,170,000	30,180,000
	多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
	奄美地区	39,520,000	35,640,000
	沖縄地区	30,280,000	30,280,000
	一般地区	33,700,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
------------------	-----

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等	0 円
--------	-----

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
------	-----

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円
------------------	-----

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	3741 百万円
---------------------	----------

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集中支援事業>

交付限度額(X1)	百万円
-----------	-----

<都市再生整備計画事業>

交付限度額(X2)	490.6 百万円
-----------	-----------

<まちなかウォークアブル推進事業>

交付限度額(X3)	百万円
-----------	-----

交付限度額算定表(その2)(都市再生整備計画事業)

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

○交付対象事業費

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	1,218.900	A (事業費)	1)式で求まる額(4/10*(A+B))	490.600	① (国費)
	提案事業合計(B)	7.600	B (事業費)	2)式で求まる額(5/9*A)	677.167	② (国費)
	合計(A+B)	1,226.500	(事業費)	上記①、②の小さい方	490.600	③ (国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.007		国費率(③÷(A+B))	0.400	④ (国費率)

○拡充の有無

以下の2つの拡充のうち、いずれかの拡充がある場合は、該当する欄に○を入力。

・3)式の適用[提案事業枠2割拡充]		(選択)	⇒	3)式で求まる額(5/8*A)	0.000	⑤ (国費)
・4)式の適用[都市再生緊急整備地域等の国費率45%拡充]		(選択)		3)式の適用後(適用がある場合は3式反映)	490.600	⑥ (国費)
				3)式適用後の国費率(⑥÷(A+B))	0.400	⑦ (国費率)

○4)式の適用がある場合の事業費等

4)式の適用がある場合は、以下に事業費等を入力。

4)式の適用を受ける場合	計画の認定等の年度末までの執行事業費(F)		F (事業費)	適用前の国費率※		⑧ (国費率)	
	適用対象となる交付対象事業費(A''+B'')	0.000	(事業費)	※計画認定日の属する年度の年度末における1)式から3)式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業費の事業費で除した値			
	適用対象となる基幹事業合計(A'')		A'' (事業費)	⇒	適用対象事業費から求まる限度額	0.000	⑨ (国費)
	適用対象となる提案事業合計(B'')		B'' (事業費)		適用後の国費率(⑨÷(A''+B''))	#DIV/0!	⑩ (国費率)
	適用対象事業のうち翌年度以降の執行事業費(H)		H (事業費)	4)式適用後の限度額(⑧×F+⑩×H)	#DIV/0!	⑪ (国費)	

※都市再生整備計画事業の当初から4)式の適用を受ける場合は、Fの欄を記入せず、A''、B''を記入し、A''=A、B''=B、H=A''+B''=A+Bとなる。

↓

交付限度額	490.600	⑫ (国費)
-------	---------	--------

○交付限度額、国費率

交付対象事業費(A+B)	1,226.5	(事業費)	交付要綱に基づく交付限度額(⑫を1万円の位を切り捨て)	490.6	⑬ (国費)
			国費率	0.400	⑭ (国費率)

年次計画(都市再生整備計画事業)

様式(2)-⑤-2

(事業費:百万円)

基幹事業										
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
道路		町道久徳八重線	多賀町	75.6		48.8	26.8			
道路		大手橋	多賀町	44.9			9.9	35.0		
公園										
古都保存・緑地保全等事業										
河川										
下水道										
駐車場有効利用システム										
地域生活基盤施設										
高質空間形成施設										
高次都市施設	地域交流センター	(仮称)多賀町地域交流センター	多賀町	1,098.4	394.8	539.5	164.1			
	観光交流センター									
	まちおこしセンター									
	子育て世代活動支援センター									
	複合交通センター									
既存建造物活用事業										
土地区画整理事業										
市街地再開発事業										
住宅街区整備事業										
バリアフリー環境整備促進事業										
優良建築物等整備事業										
住宅市街地総合整備事業										
街なみ環境整備事業										
住宅地区改良事業等										
都心共同住宅供給事業										
公営住宅等整備										
都市再生住宅等整備										
防災街区整備事業										
計				1,218.9	395	588	201	35	0	0

提案事業										
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域創造 支援事業										
事業活用 調査	事業効果分析調査		多賀町	4						4
まちづくり活動 推進事業	ひとつづくり・まちづくり活動の実施	多賀語ろう会	多賀町	3.6	1.6	2.0				
計				8	2	2	0	0	0	4
合計				1,226.5	396	590.3	200.8	35	0	4
累計進捗率 (%)					32.3%	80.4%	96.8%	99.7%	99.7%	100.0%

(参考)都市構造再編集集中支援事業関連事業										
事業	事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 年度						
合計			0	0	0	0	0	0	0	0
累計進捗率 (%)				#DIV/0!						

(参考)関連事業										
事業	事業箇所名	事業主体	全体 事業費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
(仮称)結いの森公園整備事業	(仮称)結いの森公園	多賀町	180				4.6	45	130.4	
合計			180	0	0	0	4.6	45	130.4	
累計進捗率 (%)				0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	27.6%	100.0%	

道路

都市計画道路名 又はその他道路名	区間	道路 区分 <small>注1)</small>	事業 主体	事業 手法 <small>注2)</small>	工種	延長 m	幅員		整備後 車線数 車線	歩道 幅員 m	まち交 事業費 百万円	まち交における 事業期間 (年度)	事業内容 <small>注3)</small>	都市計画 決定 年月	備 考 <small>注4)</small>
							整備前 m	整備 m							
<道路>				-											
町道久徳八重練線	～	他	多賀町	-	現道拡幅	154	5.5	9.5	2	2.5	75.6	H30-R01	道路の拡幅	-	
大手橋	～	他	多賀町	-	現道改良	64.3	2	2	1	0	44.9	H31-R02	多賀町橋梁長寿命化修繕計画に基づ く橋梁の修繕改良	-	
	～			-											
	～			-											
	～			-											

(参考)

<関連事業>															

* 本調書にはア)交付対象事業「道路」(街路、地方道、国道、その他)、イ)関連事業道路のすべてを記載すること。

注1) <道路>については、街、地、国、他の別を記載。

<関連事業>については、国、主、一、市の別を記載。

ただし、街：街路、地：地方道(市町村道)、国：国道、主：主要地方道、一：一般都道府県道、市：市町村道、他：いずれにも該当しないもの

注2) <関連事業>について通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注3) 施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注4) 備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(人/日)、混雑度等を記載

(例)・道路改築：交通量(人/日)、混雑度等

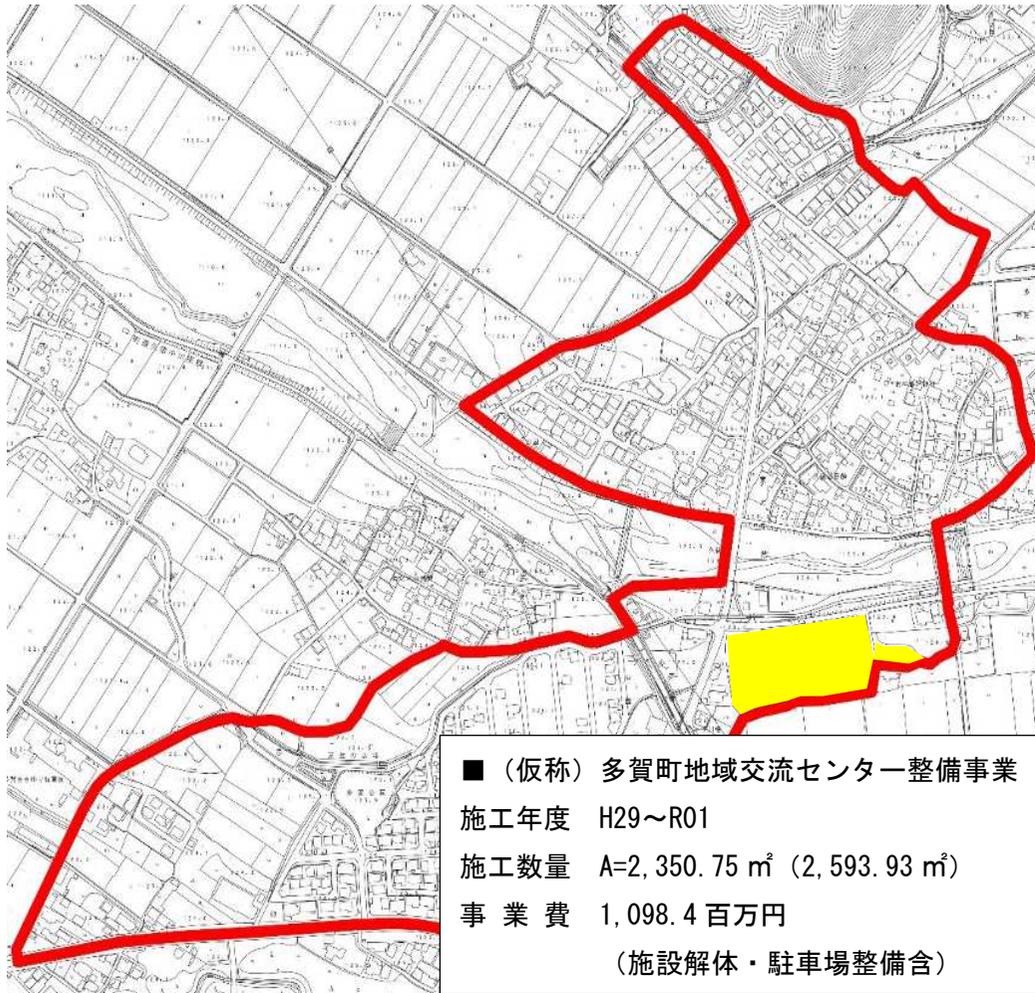
・自転車駐車場：都市計画決定の有無、面積、利用台数等

* 交付対象事業「道路」を「身近なまちづくり支援街路事業」等のいわゆるグレードアップ事業として実施する場合は、それらの計画様式を次頁以降に添付すること。

* 不足する場合は適宜行を追加すること

【基幹事業】 高次都市施設整備事業

(仮称) 多賀町地域交流センター整備事業



【事業内容】

子どもから高齢者までの誰もが気楽に寄れる施設でまちづくりの拠点施設となる(仮称)多賀町地域交流センターを整備する。(既存施設の解体および駐車場整備を含む。)

これにより、利用者の交流や学習を深め、希薄化する町民の地域コミュニティの醸成・再生を図る。また、町民だけでなく観光客や在勤者も利用対象とし、多様な交流が図れ、町でのくらしに関する情報発信等により多賀町に魅力を感じてもらい、町内への定住化の促進に繋げる。

さらに、近隣20集落の災害時拠点避難所として役割を十分果たすことのできる施設の整備を行う。



取り壊し予定の多賀町中央公民館



地域交流センター(基本設計)



地域交流センター整備予定地



配置図(基本設計)

【様式5】添付 維持管理費用積算資料

(1) 保安警備委託

セコム ¥229,392 (¥19,116×12月) ※セコムより

(2) 日常清掃委託

シルバー委託 年間72回(月 半日×12回) ¥491,040 (¥6,820×72回)

※単価は、H27年度と同額、回数は2倍で積算

(3) 定期清掃委託 ¥674,136 ※H28委託業者による単価にて積算

(4) 電気料金 ¥4,540,000/年 ※設計者より

(5) ガス料金 ¥118,000/年 ※設計者より

(6) 上下水道料金 ¥1,197,000/年 ※設計者より

(7) 人件費 ¥23,333,000 ※生涯学習課より

・職員人件費 5人 9751000、4522000、4384000、3761000、915000

・夜間管理委託 ¥6,820×10日×12月=¥818,400

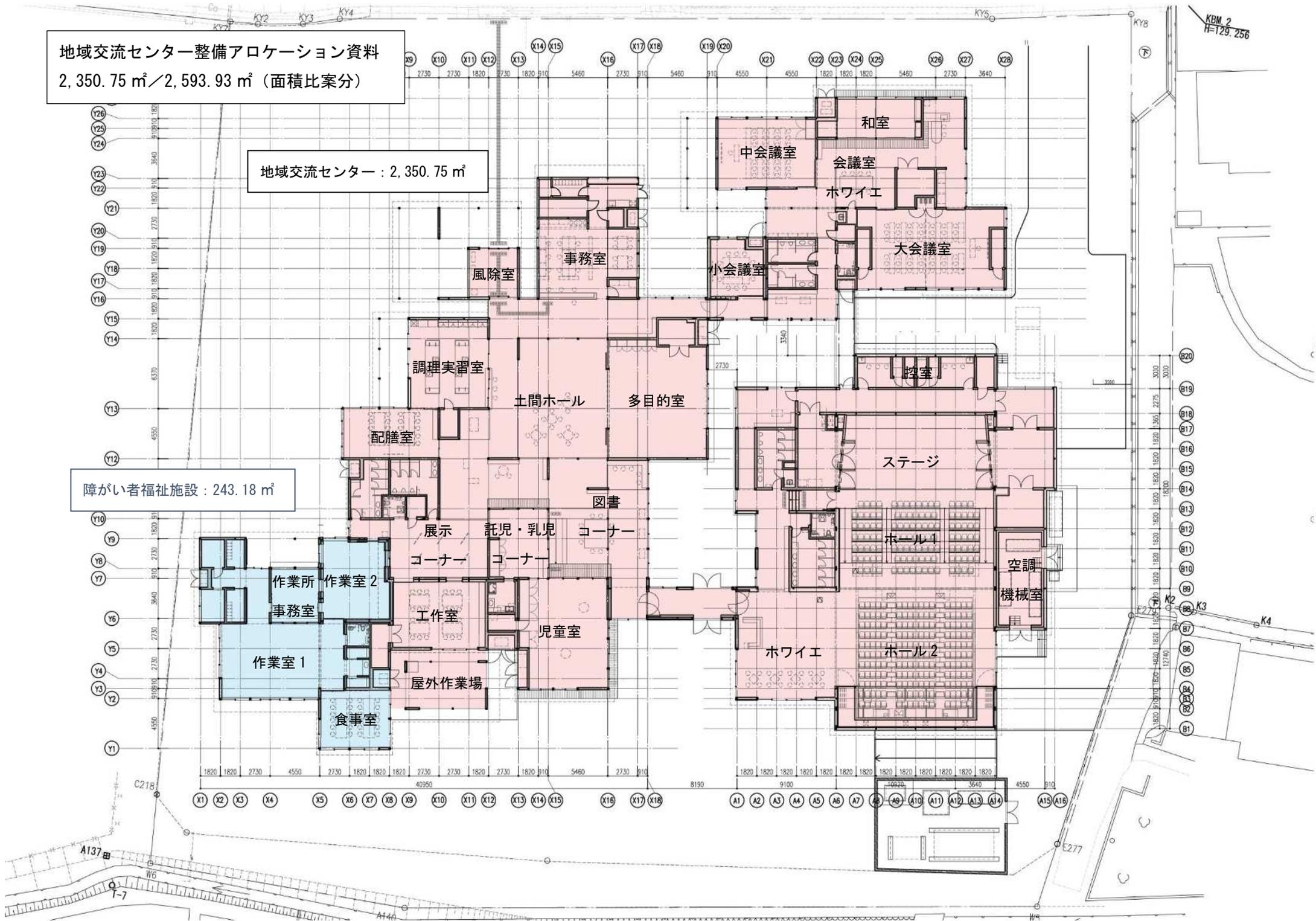
※夜間利用(現状)H27年間83日、≒10日/月

(1) ~ (7) ¥31,401,000

地域交流センター整備アロケーション資料
2,350.75 m² / 2,593.93 m² (面積比案分)

地域交流センター : 2,350.75 m²

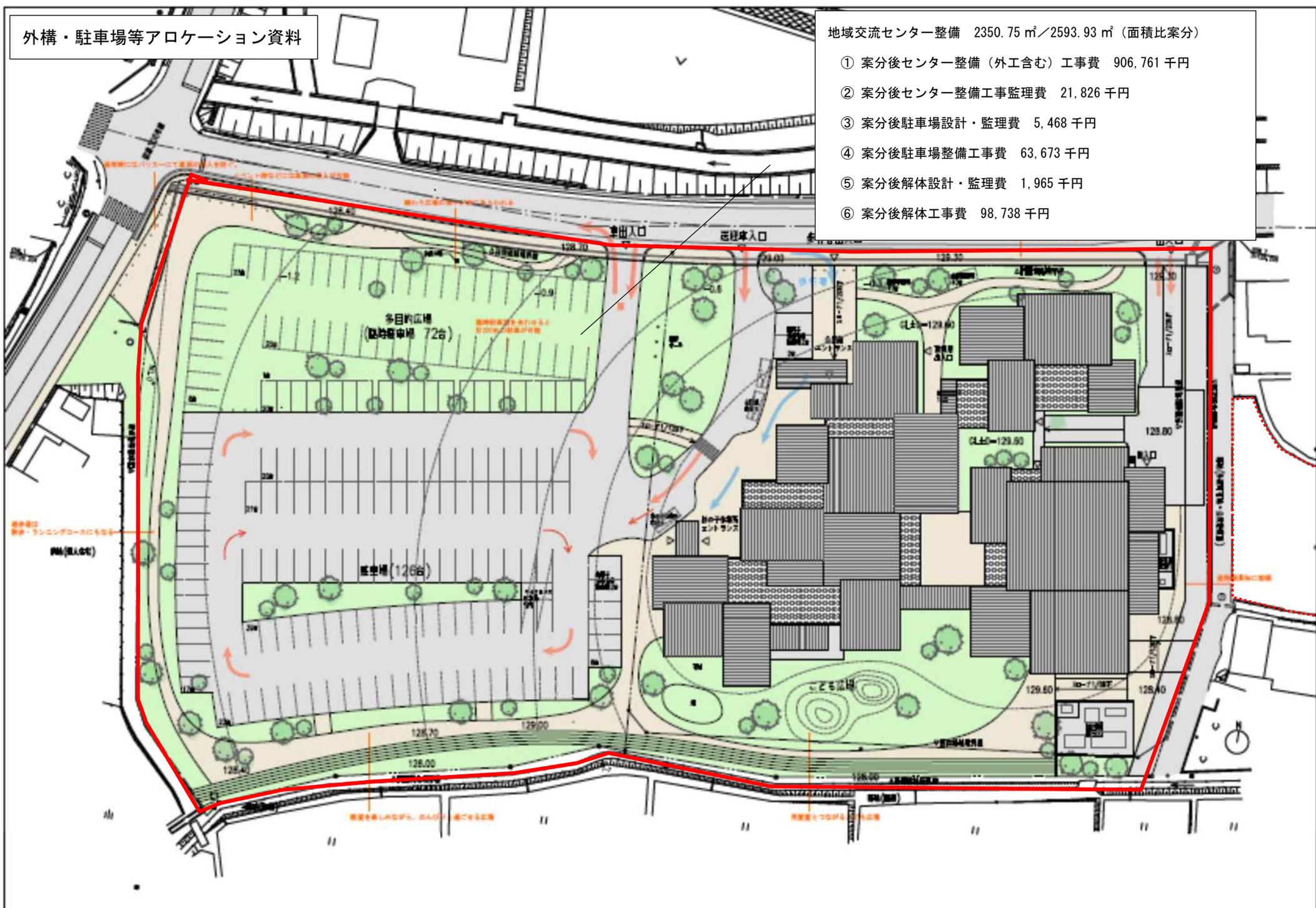
障がい者福祉施設 : 243.18 m²



外構・駐車場等アロケーション資料

地域交流センター整備 2350.75 m²/2593.93 m² (面積比案分)

- ① 案分後センター整備 (外工含む) 工事費 906,761 千円
- ② 案分後センター整備工事監理費 21,826 千円
- ③ 案分後駐車場設計・監理費 5,468 千円
- ④ 案分後駐車場整備工事費 63,673 千円
- ⑤ 案分後解体設計・監理費 1,965 千円
- ⑥ 案分後解体工事費 98,738 千円



事業費、国費根拠

※整備案分率: 2350.75㎡/2593.93㎡(杉の子作業所分を除くため) ※H30 対象外事業費(移動家具) 5,807,160円

施設名等	年度	対象事業費(円)	根拠	対象事業費面積按分	単年度事業費	算出式	対象事業費面積按分	国費	国費率
1 センター整備	H29	1,006,371,000	契約額	906,761,000	430,000,000	交付決定	389,687,655	155,875,062	40%
2 監理費	H29	24,084,000	契約額	21,826,000	4,378,000	交付決定	3,967,564	1,587,026	40%
3 解体設計費	H29	1,252,800	契約額	1,135,000	1,252,800		1,135,350	454,140	40%
H29				929,722,000	435,630,800		394,790,569	157,916,228	
5 センター整備	H30				576,371,000		517,073,686	206,829,474	40%
6 監理費	H30				19,706,000		17,858,569	7,143,428	40%
8 駐車場設計	H30	5,043,600	契約額	4,570,000	5,043,600		4,570,764	1,828,306	40%
H30				4,570,000	601,120,600		539,503,019	215,801,208	
11 旧公民館解体	R01	107,973,382	契約額(設計按分)	97,850,000	107,973,382		97,850,916	39,140,367	40%
12 解体監理費	R01	916,960	契約額	830,000	916,960		830,995	332,398	40%
13 駐車場部分整備	R01	70,259,618	契約額(設計按分)	63,672,000	70,259,618		63,672,804	25,469,121	40%
14 駐車場部分整備監理費	R01	0	発注せず	0	0		0	0	40%
15 車庫部分整備監理費	R01	990,000	契約額	897,000	990,000		897,187	358,874	40%
16 PCB処理費用	R01	979,000	契約額	887,000	979,000		887,219	354,886	40%
R01				164,136,000	181,118,960		164,139,121	65,655,646	
R02				0	0		0	0	
R03				0	0		0	0	
合計		1,217,870,360		1,098,428,000	1,217,870,360		1,098,432,709	439,373,081	40%

※1 センター整備 対象事業費面積按分 (1,006,371,000円-5,807,160円) × 2350.75㎡/2593.93㎡ = 906,761,341円

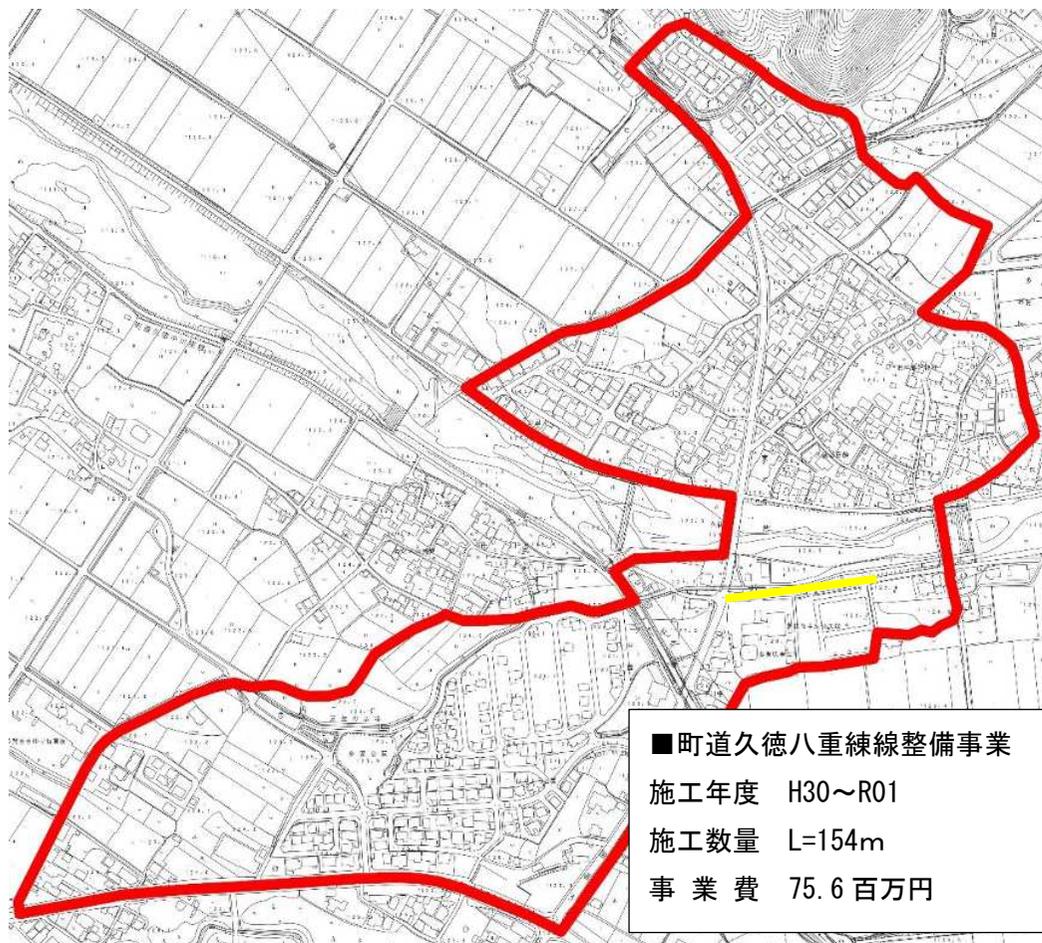
【基幹事業】 道路事業

町道久徳八重練線整備事業

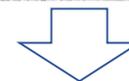
【事業内容】

施設へのアクセス道路となる現状5.5mの幅員道路に歩道を確保し、幅員9.5mの道路改良を行う。

これにより、歩行者をはじめ大型バス等も安全に通行でき、老若男女の誰もが安心して施設を訪れることができるようにする。



整備前
幅員5.5m
歩道なし



整備後
幅員9.5m
片側歩道

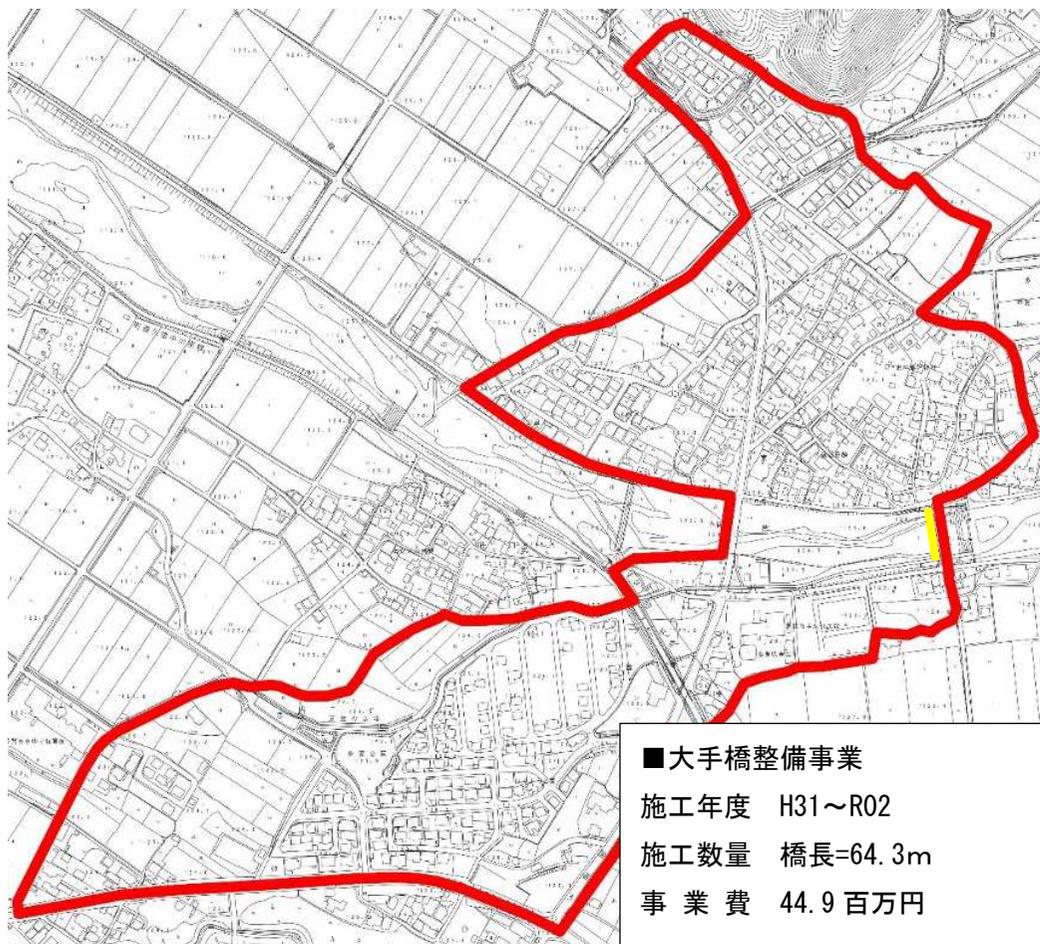
【基幹事業】 道路事業

大手橋整備事業

【事業内容】

多賀町橋梁長寿命化修繕計画に併せて橋梁の修繕改良を行う。

これにより、特に災害時に対岸地域からの避難経路を確保し安心して避難できるようにする。



整備前



整備後 待避所設置



【提案事業】まちづくり活動推進事業

ひとづくり・まちづくり活動の実施

■まちづくり活動推進事業

事業期間 H29～H30

事業費 3.6百万円



地域交流センター建設委員会 **センター建設**

目的：センターの建設を進めるため、各課横断的な意見交換の場をつくり、情報の共有化を図る。

使いやすい設計となるよう運営サイドからの意見の調整を行う。

センター建設を通して林業の活性化を図る取組みに関する情報の共有化を図る。

町民と共にセンターづくりを進め、まちづくりに繋がる取組みの検討を行う。

メンバー：企画課、生涯学習課、産業環境課、設計業者 他

内容：公民館の設計・建設の進捗状況の共有

運営、木材調達や林業活性化、まちづくりの観点から見た実施計画に対する意見交換

設計コンペ審査委員会

センター運営準備部会 **ひとづくり**

目的：魅力あるセンターの運営を図る。

メンバー：生涯学習課、企画課、関係団体、設計業者 他

内容：職員・関係者の研修

センター運営の人材づくり

情報発信

林業活性化検討部会 **林業活性化**

目的：センター建設事業を通して、林業の活性化を図る。

メンバー：産業環境課、企画課、大滝山林組合、設計業者 他

内容：木材調達に関する協議

町産材を使った家具やプロダクトの開発などの検討

多賀町森林資源循環システム

構築に関するWG

まちづくり

【事業内容】

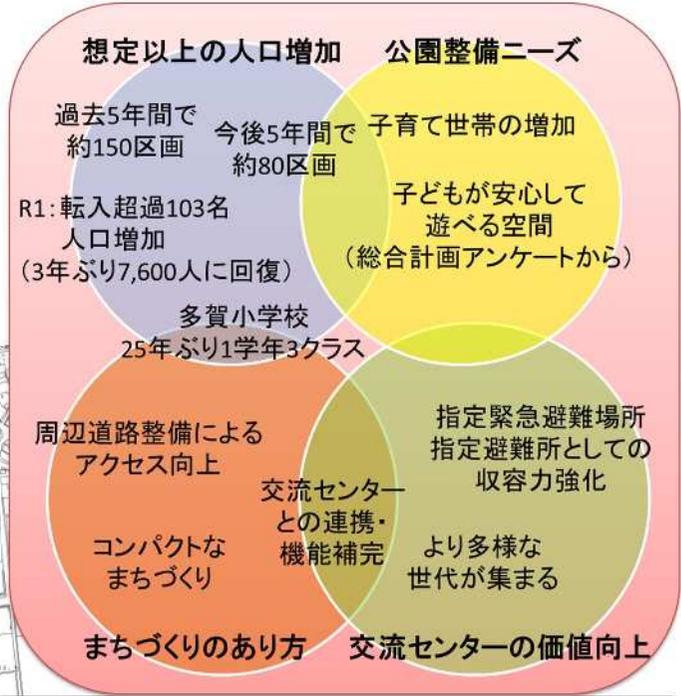
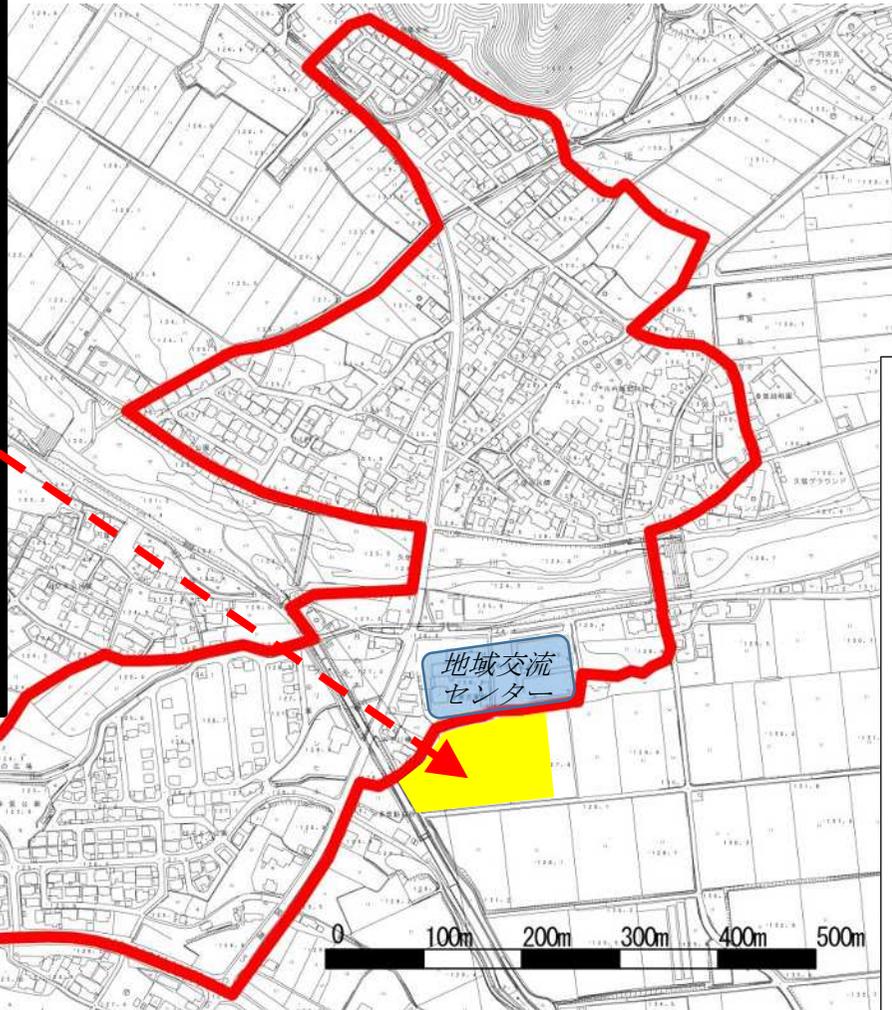
地域交流センター建設委員会をはじめ各組織を活用し、住民のみならず、観光客や在勤者を対象としたまちづくり・ひとづくりの拠点施設としての施設の整備にあたり、運営関係者の人材育成にかかる研修会や地域住民が愛着を持てるセンターとなる仕掛け、さらには観光客や在勤者に対するセンター建設の周知を行う。

これにより、施設整備後にスムーズに魅力ある施設運営を図れるようにする。また、多様な利用者が集い、学び合い、つながるまちづくりの機運の醸成を図り、町全体でのまちづくりをめざす。

【効果促進事業】

(仮称) 結いの森公園施設整備事業

事業期間 R2~R4
事業費 180.0百万円



【事業内容】
久徳周辺地区都市再生整備計画に基づいて整備した地域交流センター（多賀結いの森）の南側隣接地に公園施設の整備を行い、センターの利用ニーズを喚起し、より多様な交流の場を創出する。

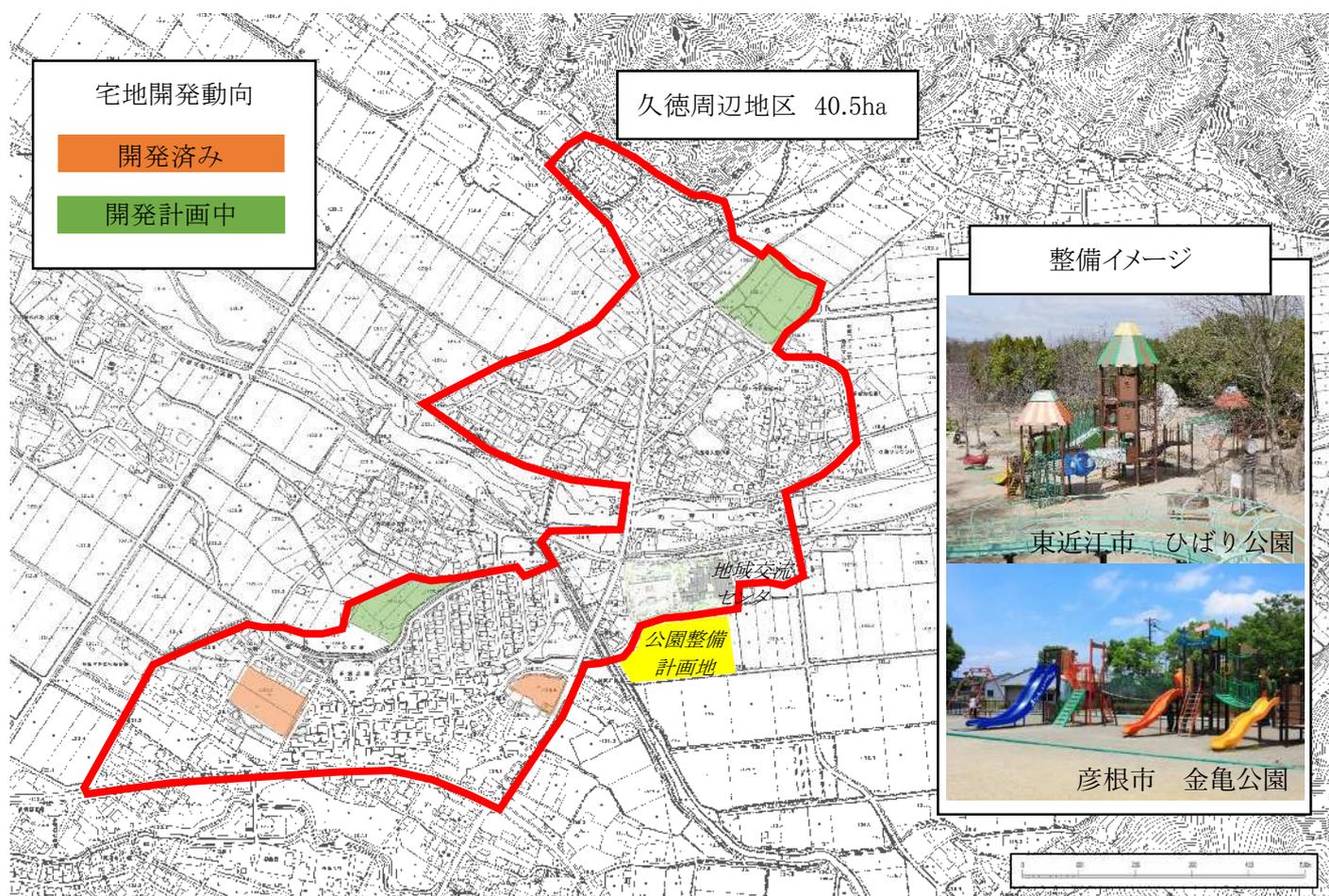
【都市再生整備計画への期待効果】
計画区域内への子育て世帯の定住が進んでいることから、公園利用との相乗効果が期待でき、その世代の更なる利用促進を図ることができる。

新型コロナ対策をしながらの避難所・避難場所運営を想定し、より一人当たりのスペースを大きく確保することができる。

【効果促進事業】

(仮称)結いの森公園施設整備事業
事業用地の選定理由について

事業期間 R2～R4
事業費 180.0百万円



【事業規模】

約1.4ha

総合遊具やトイレ、芝生等の広場、高木等の植栽を備えた公園施設の整備を計画しており、令和3年度に事業者からの提案を求め、プロポーザル審査を通じて、整備内容を確定していく。

※彦根市 金亀公園わんぱく広場や東近江市 ひばり公園を参考に面積を想定。

【事業用地選定理由】

①久徳周辺地区(市街化区域)内にも農地等の空き地は点在するが、いずれも2,000㎡程度までの小規模なものにとどまり、今回計画している面積はおろか5,000㎡程度の土地確保も不可能な状態である。そのため、当地以外を選定しようとする場合、駐車場確保が困難である。

②地域交流センター駐車場(200台)が交流センターホールを利用したイベント時以外には比較的余裕がある。町民の移動手段として自動車为中心であり、想定される利用者は子供連れが中心であることから徒歩等での移動は考えにくく、公園整備に際しては駐車場の整備が必須であるが、隣接地への整備を行うことで、駐車場を共用することができ整備コストの縮減が可能である。

③車道に面しないことから、安全性の確保も容易である。

以上のことから、都市再生整備計画区域外(市街化調整区域)ではあるが、当地を選定した。

【効果促進事業としての位置づけについて】

第6次多賀町総合計画の策定に向けてR1.11月に実施した住民アンケートの結果、子育て世代の中心となる30代の回答傾向として「公園・緑地」の整備に関する評価点が低くなっている。交流センターには託児・乳児室や児童室を備えているものの、屋内であることから運動には不向きな面もあり、乳幼児の利用は多いが、小学生前後の利用が少ない現状にある。

久徳周辺地区都市再生整備計画は、「人が集い交流し絆を深める場を活用した安心で活力あるまちづくり」を目標に実施しており、当地に公園の整備を行い、施設全体として屋内ニーズ・屋外ニーズを満足させることでセンターの魅力・価値を向上できるため、現在利用の少ない小学生前後およびその保護者を公園利用と同時にセンターの利用へ誘引し、交流の輪をより大きく広げることができる。

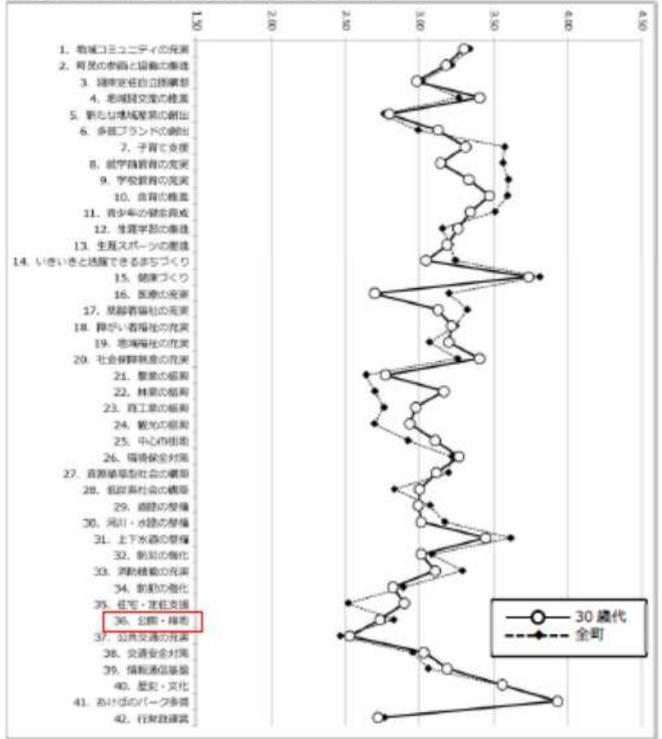
その結果、センター利用者のより一層の増加が見込まれるとともに、居住地選択肢として久徳周辺地区の魅力が向上するため、人口の社会増にプラスの効果を生むと考えられる。

総合計画策定アンケート調査結果(抜粋)

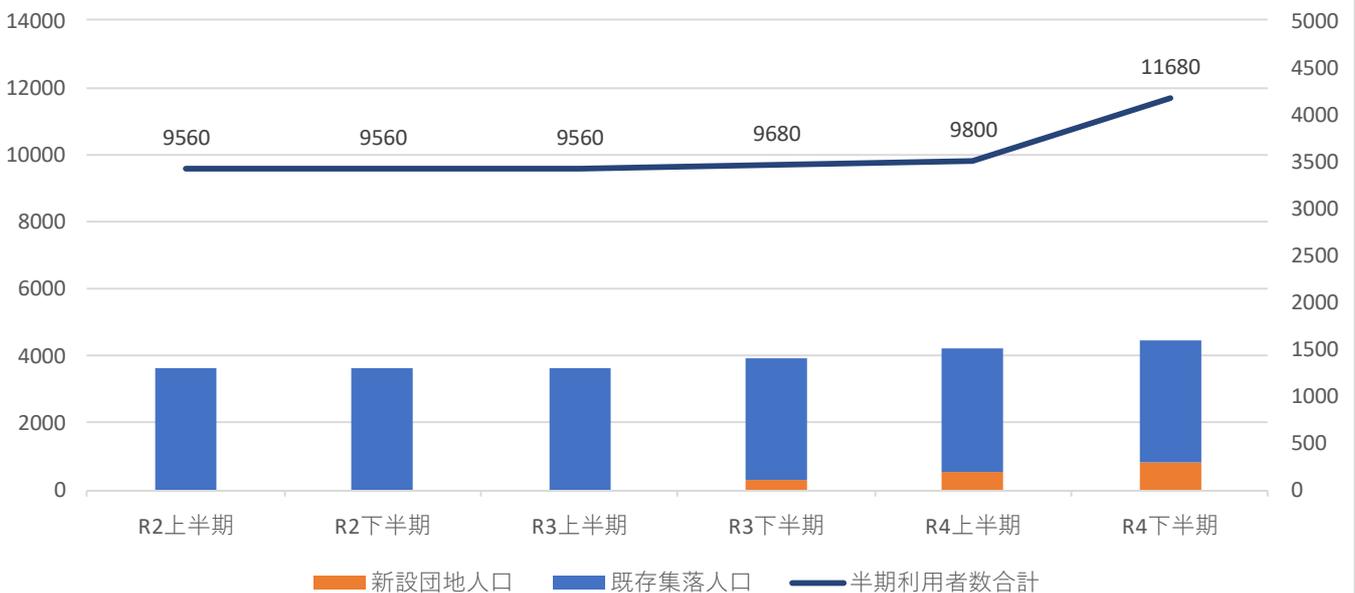
【年齢別集計(30歳代)】

「あけぼのパーク」「健康づくり」「歴史・文化」「食育」「上下水道」等で高い評価。

- ・特に評価が高いのは、「あけぼのパーク多賀」(3.93)、「健康づくり」(3.74)、「歴史・文化」(3.56)、「食育の推進」(3.47)、「上下水道」(3.44)となっています。
- ・評価が低いのは、「公共交通」(2.53)、「医療」(2.70)、「行政処遇費」(2.72)、「公園・緑地」(2.73)、「農業」(2.77)等となっています。
- ・全町に比べ、「林業」など評価がやや低い項目、「医療」「子育て支援」など評価がやや低い項目がありますが、その差はあまり大きなものではありません。



区域内人口と交流センター利用者数推移(目標)



事前評価チェックシート

計画の名称： 久徳周辺地区都市再生整備計画

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

施行地区要件確認シート

活用する事業	都市再生整備計画事業
支援型	経過措置

I. 都市構造再編集中支援事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
1) 立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定)が策定されているか。		策定(予定)時期: 令和〇年〇月
2) 都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。		
3) 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。		
4) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。		
5) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を 図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われ		
6) 事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。		

II. 都市再生整備計画事業又はまちなかウォークアブル推進事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
①コンパクトシティ支援型		
1) 以下のいずれかの市町村に該当するか。(①or②の該当する項目に「〇」)		
① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、原則として5年経過するまでに、計画を作成することが確実か。		具体的な取組の開始・公表時期: 令和〇年〇月
② 立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村か。 i) 市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される。 ii) 都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下		
2) 以下のいずれかの区域に定められているものであるか。(①or②の該当する項目に「〇」)		
①市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち以下のいずれかに該当する区域であるか。 ・鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内 ・バス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内 ※ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。		〇〇線〇〇駅から半径1kmの範囲内
②市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。		
②観光等地域資源活用支援型		
1) 以下のいずれかに関する計画があるか。(①～④の該当する項目に「〇」)		
①歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ②観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画 ③文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 ④その他()		〇〇に基づく〇〇観光圏整備計画
2) 都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であるか。(市街化区域等を除く)		
③経過措置(まちなかウォークアブル推進事業は除く)		
1) 令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業であるか。	〇	
2) 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち以下のいずれかに該当する区域であるか。 ・鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内 ・バス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内 ※ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。	〇	中央公民館停留所から半径500mの範囲内